

第5回 地域自治組織等小委員会会議次第

開催日時：平成16年4月9日（金）13：00～

開催場所：厚田村議会議場

1 開 会

2 協議事項

（1）地域の自治的な組織の選択について

（2）支所等のあり方について

3 その他

- ・ 第6回会議の開催日程等について

4 閉 会

地域自治組織等小委員会
第 5 回 委 員 会 議 案

平成16年4月9日(金) 13:00~

厚田村役場2階、厚田村議会議場

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会

地域自治区に関する法案

地方自治法の一部を改正する法律案

(地域自治区の設置)

第百二条の四 市町村は、市町村長の権限に属する事務を分掌させ、及び地域の住民の意見を反映させつつこれを処理させるため、条例で、その区域を分けて定める区域ごとに地域自治区を設けることができる。

2 地域自治区に事務所を置くものとし、事務所の位置、名称及び所管区域は、条例で定める。

3 地域自治区の事務所の長は、事務吏員をもつて充てる。

4 第四条第一項の規定は第二項の地域自治区の事務所の位置及び所管区域について、第七十五条第一項の規定は前項の事務所の長について準用する。

(地域協議会の設置及び構成員)

第百二条の五 地域自治区に、地域協議会を置く。

2 地域協議会の構成員は、地域自治区の区域内に住所を有する者のうちから、市町村長が選任する。

3 市町村長は、前項の規定による地域協議会の構成員の選任に当たっては、地域協議会の構成員の構成が、地域自治区の区域内に住所を有する者の多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならない。

4 地域協議会の構成員の任期は、四年以内において条例で定める期間とする。

5 第百二条第一項の規定にかかわらず、地域協議会の構成員には報酬を支給しないことができる。

(地域協議会の会長及び副会長)

第百二条の六 地域協議会に、会長及び副会長を置く。

2 地域協議会の会長及び副会長の選任及び解任の方法は、条例で定める。

3 地域協議会の会長及び副会長の任期は、地域協議会の構成員の任期による。

4 地域協議会の会長は、地域協議会の事務を掌理し、地域協議会を代表する。

5 地域協議会の副会長は、地域協議会の会長に事故があるとき又は地域協議会の会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(地域協議会の権限)

第百二条の七 地域協議会は、次に掲げる事項のうち、市町村長その他の市町村の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市町村長その他の市町村の機関に意見を述べることができ、

一 地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項

二 前号に掲げるもののほか、市町村が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項

三 市町村の事務処理に当たつての地域自治区の区域内に住所を有する者の連携の強化に関する事項

2 市町村長は、条例で定める市町村の施策に関する重要事項であつて地域自治区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない。

3 市町村長その他の市町村の機関は、前二項の意見を助案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。

(地域協議会の組織及び運営)

第百二条の八 この法律に定めるもののほか、地域協議会の構成員の定数その他の地域協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

(政令への委任)

第百二条の九 この法律に規定するものを除くほか、地域自治区に関し必要な事項は、政令で定める。

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案

(地域自治区の設置手続等の特例)

第百九条の五 市町村の合併に際しては、地方自治法第百三十一条の四第一項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議で定める期間に限り、合併市町村の区域の一部の区域に、一又は一以上の合併関係市町村の区域であつた区域をその区域とする同項に規定する地域自治区(以下「合併関係市町村の区域による地域自治区」といふ。)を設けることができる。

2 市町村の合併に際し、合併市町村の区域の全部又は一部の区域に、合併関係市町村の区域による地域自治区を設ける場合においては、地方自治法第百二一条の四から第百三十一条の八までの規定により条例で定めるものとされている事項については、合併関係市町村の協議により定めるものとする。

3 前二項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

4 合併市町村は、第一項及び第二項の協議により定められた事項を変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

(地域自治区の区長)

第百九条の六 市町村の合併に際して設ける合併関係市町村の区域による地域自治区(以下「合併に係る地域自治区」といふ。)において、当該合併に係る地域自治区の区域における事務を効果的に処理するため特に必要があると認めるときは、合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併に係る地域自治区の事務所の長に代えて区長を置くことができる。

2 区長は、地域の行政運営に関し優れた識見を有する者のうちから、合併市町村の長が選任する。

3 区長の任期は、二年以内において合併関係市町村の協議で定める期間とする。

4 第一項及び前項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

5 合併市町村は、第一項及び第三項の協議により定められた事項を変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

6 次の各号のいずれかに該当する者は、区長となることができない。

一 成年被後見人若しくは被保護人又は破産者で復権を得ない者

二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

7 合併市町村の長は、区長が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められる場合その他区長がその職に必要な適格性を欠くと認める場合には、これを罷免することができる。

8 合併市町村の長は、区長に職務上の義務違反その他区長たるに適しない非行があると認める場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

9 区長は、前項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免され、又は懲戒処分を受けることがない。

10 区長は、第六項各号のいずれかに該当するに至つたときは、その職を失ふ。

11 合併に係る地域自治区の事務所の職員のうち区長があらかじめ指定する者は、区長に事故があるとき又は区長が欠けたときは、その職務を代理する。

12 区長は、合併市町村の円滑な運営と均衡ある発展に資するよう、合併市町村の長その他の機関及び合併に係る地域自治区の区域内の公共的団体等との緊密な連携を図りつつ、担任する事務を処理するものとする。

13 地方自治法第百六十五条第二項及び第百七十五条第二項並びに地方公務員法(昭和二十五年法律第百六十一号)第二十四条の規定は、区長について準用する。この場合において、地方自治法第百六十五条第二項中「副知事又は助役」とあるのは「区長(市町村の合併の特例に関する法律第五条の六第一項に規定する区長をいふ。以下同じ。)」と、「普通地方公共団体の長」とあるのは「合併市町村(同法第一条第二項に規定する合併市町村をいふ。以下同じ。)」の長」と、「普通地方公共団体の長の」とあるのは「合併市町村の長の」と、「同法第百七十五条第一項中「前項に規定する機関の長」とあるのは「区長」と、「普通地方公共団体」とあるのは「合併市町村」と読み替へるものとする。

14 第一項に規定する区長の職は、地方公務員法第三条の特別職とする。

(住居表示に関する特例)

第百九条の七 合併に係る地域自治区の区域における住居表示に関する法律(昭和二十七年法律第百十九号)第一条に規定する住居を表示するには、同条に定めるもののほか、当該合併に係る地域自治区の名称を冠するものとする。第五条の五第一項の規定により設けられた合併に係る地域自治区の同項に規定する期間の満了に際し、当該合併に係る地域自治区の区域をその区域として引き続き設けられた合併関係市町村の区域による地域自治区の区域における同法第一条に規定する住居の表示についても、同様とする。

「地域自治区」について定めるべき事項（検討資料1）

		地 域 自 治 区		
		自 治 法	特 例 法	事務局案
設 置		条例で定める地域ごとに設けることができる	合併協議で定め、3市村議会の議決を要する（内容を告示）	
設置期間		期限の定めなし	合併協議で定める	新市建設計画期間（10年間）
事務所の位置		条例で定める	合併協議で定める	旧厚田村役場、旧浜益村役場
事務所の名称		条例で定める	合併協議で定める	（例） 自治区事務所、町支所、村自治振興局など
設置単位		市町村の区域を分けて設置	合併市町村の区域の一部の区域に設置できる（1又は2以上の旧市町村単位）	旧厚田村、旧浜益村の区域に設置
長	位置づけ	事務所の長（事務吏員を充てる）	合併協議により、事務所の長に代えて区長を置くことができる（任期2年以内、特別職の公務員、助役兼務不可）	区長を置くこととし、任期を2年（再任可）、特別職の公務員とする
	選任方法	合併市町村長が選任	地域の行政運営に関し優れた識見を有す者のうちから、石狩市長が選任	石狩市長が選任
地域協議会	構成員			
	選任方法	条例に基づき市町村長が選任	合併協議に基づき石狩市長が選任	（例）別紙
	定数、組織及び運営	条例で定める	合併協議で定める	（例）別紙
	任 期	4年以内において条例で定める期間	合併協議で定める（4年以内）	2年（再任可）
	会長・副会長			
	選任方法	条例で定める	合併協議で定める	構成員の互選による
	任 期	構成員の任期による	構成員の任期による	構成員の任期による
	報 酬	支給しないこととできる	支給しないこととできる	支給しない
権 限	条例で定める	合併協議で定める	（例）別紙	

選任方法（要旨）

委員は、当該区域に住所を有するもので、次の各号に掲げる者のうちから、新市の長が住民の多様な意見が適切に反映されるよう配慮して任命する。

- (1) 公共的団体等が推薦する者 名
- (2) 学識経験者 名
- (3) 公募による者 名

定数（要旨）

各地域協議会は、委員 名をもって組織する。

組織及び運営

一般的な例をもとに、事務局が案を作成する。

地域協議会の権限（要旨）

地方自治法第202条の7に規定する以外のもの
当該区域の施策に関する重要事項を協議して定める。

- (1) 新市建設計画の変更に関する事項
- (2) 新市建設計画の執行状況に関する事項
- (3) 地域振興のための基金の活用に関する事項

「支所等のあり方」について（検討資料2）

新市における支所の整備方針（要旨）

合併により編入となる厚田地域・浜益地域は、市役所から遠隔地にあることから、住民サービスの低下をまねかないよう適切な対応を図る必要があること、また住民自治を強化する観点や、地域の市民に身近なところで身近な事務を処理するという観点から、支所機能を有する「地域自治区」を置くこととした。

こうしたことから、厚田地域・浜益地域の地域自治区の支所機能については、原則として次の事項を基本として整備するものとする。

- (1) 支所の担当業務は、地域振興、防災、保健福祉、環境衛生、農林水産業、建設水道、商工、観光、教育部門や住民生活に密着した窓口業務などについて、良好な住民サービスが提供できる機能を有すること。
- (2) 地域住民と行政の協働（パートナーシップ）の推進を図ること。